

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（521））
2. 日 時：平成29年12月5日 13時30分～17時00分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、津金安全審査官、伊藤安全審査官、日南川安全審査官、
江崎安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与、山浦技術参与
（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）
植木安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他11名

5. 要旨

- （1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条 地震による損傷の防止」及び「第5条 津波による損傷の防止」について、平成29年11月8日に提出された発電用原子炉設置変更許可申請書（一部補正）及び本日提出された資料に基づき説明があった。

原子力規制庁から、発電用原子炉設置変更許可申請書（一部補正）について事実関係の確認を行うとともに、今後必要に応じて指摘等を行っていく旨伝えた。

- （2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

○平成29年11月20日に提出された「審査資料において非公開として取り扱う情報の範囲について」に示されている「公知のもの」の考え方について、整理して提示すること。

- （3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 地震による損傷の防止
- ・東海第二発電所 津波による損傷の防止
- ・漂流物調査に関わる非公開情報の扱いについて